

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

[1] 都市福利施設を整備の必要性

(1) 現状分析

当市の中心市街地には主要な都市福利施設が集積しています。

官公庁は弘前公園周辺に立地しており、特に弘前公園周辺を中心に官公庁街が形成されています。

高等教育機関は、国立大学法人の大学が1校、私立大学が3校、私立短期大学が1校、放送大学が1校、専修学校が8校あり、いずれも中心市街地及びその周辺に立地しています。

大型医療機関については、20床以上の入院施設を備える病院が15施設あり、なかでも北東北の医療圏の中核病院であり、高度医療機関である国立大学法人弘前大学医学部附属病院が中心市街地にあり、市内外から診察を求める人が数多く来ています。

公共施設については、旧計画の事業で整備した駅前市民ホール、市民参画センター（令和元年7月1日に元寺町から駅前町へ移転）、百石町展示館、まちなか情報センターや、前計画で整備した弘前市民文化交流館が中心市街地に立地しています。

(2) 都市福利施設を整備の必要性

当市の中心市街地においては市民の生活や地域・社会活動を支える都市福利施設は充足しています。今後は既存施設の利便性の向上を図るとともに、それらを連携させることにより利活用を促進させることが必要です。

(3) 重点事業

以上の現状及び必要性を踏まえ、中心市街地の活性化を目指すうえで必要性が高く、目標達成に特に寄与する事業として以下を位置付け、地域活動の拠点となる共同施設等を整備し、都市福利機能の充実を図ります。

- 弘前文化センター環境整備事業
- 弘前市民文化交流館環境整備事業①
- 弘前市民会館環境整備事業
- 追手門広場内観光施設受入環境整備事業【再掲】
- 庁舎増改築事業
- 弘前市民文化交流館環境整備事業②

(4) フォローアップの考え方

計画期間の各年度において、事業の進捗状況を調査、確認し、状況に応じて事業促進のために必要な改善等を講じていくこととします。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
○事業名 弘前文化センター環境整備事業 ○内容 エレベーター改修等 ○実施時期 平成30年度～令和元年度	弘前市	弘前公園に隣接し、市民の文化芸術活動の拠点となっている弘前文化センターの老朽化に伴う改修により、市民の利便性向上が図られることから、「出かけたくなる賑わいと魅力のあるまち」、「暮らしたくなる便利で豊かなまち」の実現につながる必要な事業です。	○支援措置 中心市街地再活性化特別対策事業 ○実施時期 平成30年度～令和元年度	
○事業名 弘前市民文化交流館環境整備事業① ○内容 弘前市民文化交流館のホールエレベーター、舞台設備改修等 ○実施時期 平成29年度～平成30年度	弘前市	弘前駅前地区に立地し、多世代交流及び文化活動の拠点となっている弘前市民文化交流館の老朽化に伴う改修により、市民の利便性向上が図られることから、「出かけたくなる賑わいと魅力のあるまち」、「暮らしたくなる便利で豊かなまち」の実現につながる必要な事業です。	○支援措置 中心市街地再活性化特別対策事業 ○実施時期 平成29年度～平成30年度	
○事業名 弘前市民会館環境整備事業 ○内容 弘前市民会館の舞台設備改修等 ○実施時期 令和3年度	弘前市	近代建築の巨匠である前川國男が手掛けた観光資源であり、また、弘前公園内に建ち、市民の文化芸術活動の拠点でもある弘前市民会館の設備等の改修により、市民の利便性向上が図られることから、「出かけたくなる賑わいと魅力のあるまち」、「暮らしたくなる便利で豊かなまち」の実現につながる必要な事業です。	○支援措置 中心市街地再活性化特別対策事業 ○実施時期 令和3年度	
○事業名 追手門広場内観光施設受入環境整備事業【再掲】 ○内容 広場内観光施設の受入環境整備に係る部分改修	弘前市	追手門広場は、平成2年度に市制100周年を記念して、弘前市立観光館や山車展示館、弘前市立図書館などが建設され、市民や観光客が集う場所として整備されました。現在も弘前公園周辺の観光拠点として重要な役割を果たしており、広場内施設の整備は、利用	○支援措置 中心市街地再活性化特別対策事業 ○実施時期 平成29年度～令和3年度	

○実施時期 平成29年度～		者の利便性・快適性が向上し、周辺エリアの回遊性の向上にも資することから、「出かけたくなる賑わいと魅力あるまち」、「歴史・文化とふれあえる観光のまち」の実現につながる必要な事業です。		
------------------	--	--	--	--

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
○事業名 庁舎増改築事業 ○内容 市役所庁舎の外部改修 ○実施時期 平成23年度～29年度	弘前市	近代建築の巨匠である前川國男が手掛けた観光資源でもある既存庁舎の老朽化等に伴う改修により、弘前公園エリアの観光資源の魅力向上と市民の利便性向上が図られることから、「出かけたくなる賑わいと魅力のあるまち」、「歴史・文化とふれあえる観光のまち」の実現につながる必要な事業です。	○支援措置名 社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業) ○実施時期 平成27年度～28年度	

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
○事業名 庁舎増改築事業 【再掲】 ○内容 市役所庁舎の内部改修・耐震補強、燃料電池型ガスコージェネの設置、BEMS導入による省エネ、省CO2システムの構築 ○実施時期 平成23年度～30年度	弘前市	近代建築の巨匠である前川國男が手掛けた観光資源でもある既存庁舎の老朽化等に伴う改修により、弘前公園エリアの観光資源の魅力向上と市民の利便性向上が図られることから、「出かけたくなる賑わいと魅力のあるまち」、「歴史・文化とふれあえる観光のまち」の実現につながる必要な事業です。	○支援措置名 社会資本整備総合交付金(住宅・建築物安全ストック形成事業) ○実施時期 平成28年度～29年度 ○支援措置名 分散型電源導入促進事業費補助金 ○実施時期 平成27年度 ○支援措置名 サステナブル建築物等先導事業(省CO2先導型)補助金 ○実施時期 平成28年度～	

			30年度	
○事業名 弘前市民文化交流館環境整備事業② ○内容 弘前市民文化交流館のホール一般照明器具取替 ○実施時期 令和3年度	弘前市	弘前駅前地区に立地し、多世代交流及び文化活動の拠点となっている弘前市民文化交流館の設備機器の更新により、市民の利便性向上が図られることから、「出かけたくなる賑わいと魅力のあるまち」、「暮らしたくなる便利で豊かなまち」の実現につながる必要な事業です。	○支援措置 地域活性化事業 ○実施時期 令和3年度	

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
○事業名 庁舎増改築事業 【再掲】 ○内容 市役所庁舎へ太陽光発電設置、地中熱利用による融雪設置 ○実施時期 平成23年度～29年度	弘前市	近代建築の巨匠である前川國男が手掛けた観光資源でもある既存庁舎の老朽化等に伴う改修により、弘前公園エリアの観光資源の魅力向上と市民の利便性向上が図られることから、「出かけたくなる賑わいと魅力のあるまち」、「歴史・文化とふれあえる観光のまち」の実現につながる必要な事業です。	○支援措置名 青森県公共施設再生可能エネルギー等導入推進事業費補助金 ○実施時期 平成28年度	